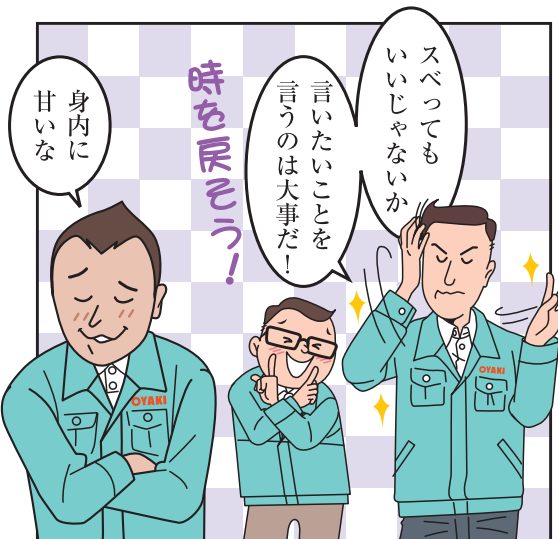
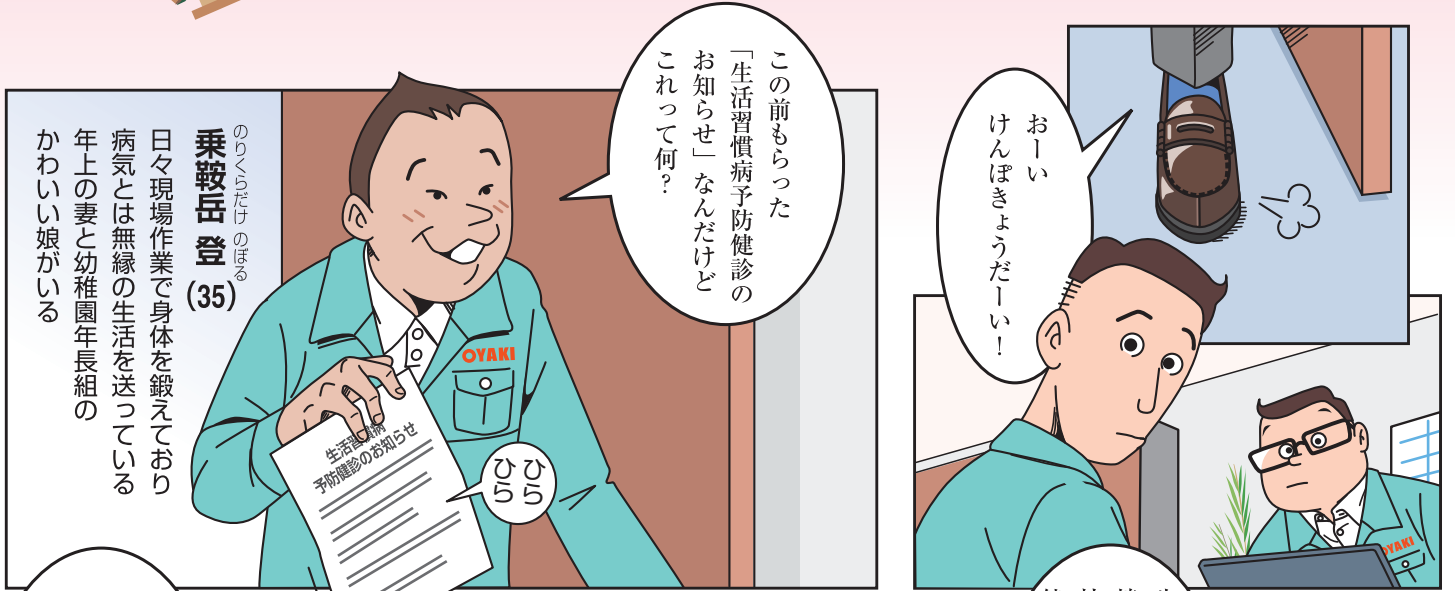
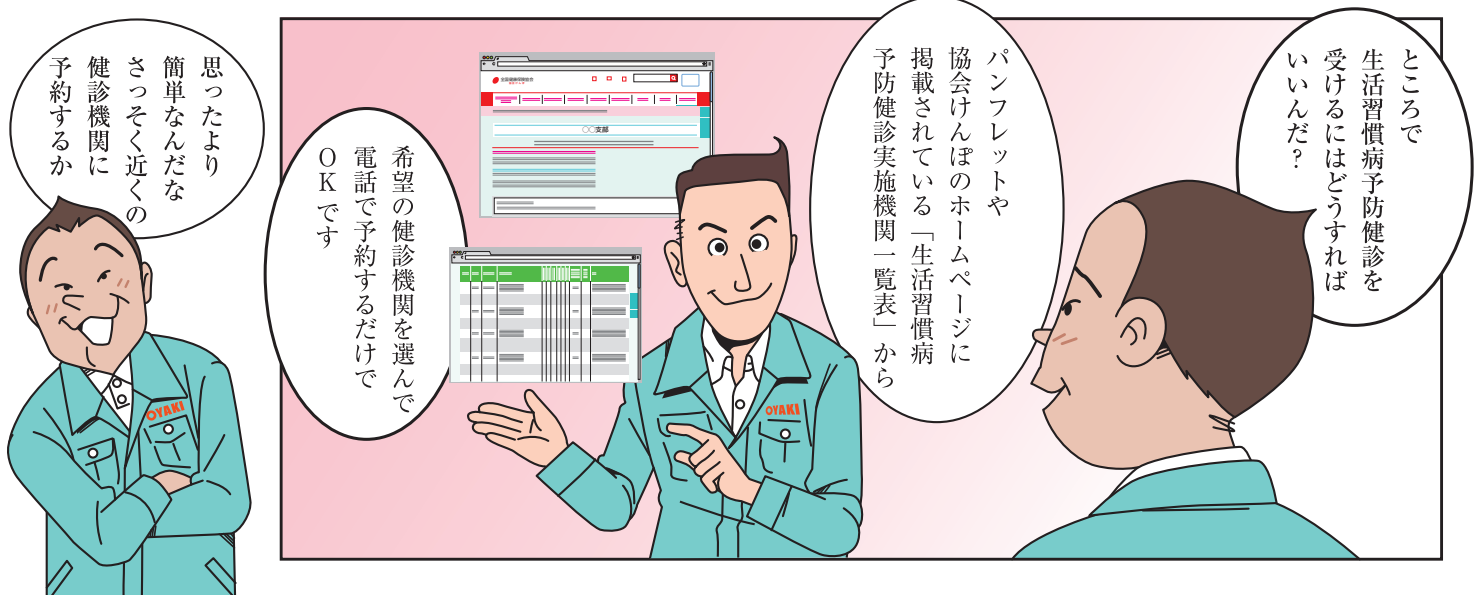


健康診断を受けましょう





ところで
生活習慣病予防健診を
受けるにはどうすれば
いいんだ？

パンフレットや
協会けんぽのホームページに
掲載されている「生活習慣病
予防健診実施機関一覧表」から

希望の健診機関を選んで
電話で予約するだけで
OKです

思ったより
簡単なんだな
さっそく近くの
健診機関に
予約するか

40歳以上の被保険者で生活習慣病予防健診を利用しない場合は？

- データ提供に関する事業主の「同意書」の提出が必要※
※健診機関によってはデータ化できない等の理由から、健診結果を提供できない場合があります。その場合、協会けんぽから連絡がありますので、健診結果のコピー等の提出をお願いします。
- 一度「同意書」を提出すれば
翌年度以降提出は不要

40歳以上の被保険者が
労働安全衛生法上の
定期健診を受診した場合は
協会けんぽへ「同意書」の
提出が必要です

同意書を提出することで
健診機関から協会けんぽへ
健診結果データが提供され

インセンティブにも
反映されます！
特定保健指導も
受けられるように
なりますよ



被扶養者の健診は？

- 40歳から74歳の協会けんぽの被扶養者が受診可能
- 最高7,150円（令和3年度※）を協会けんぽが補助
※補助額は年度により変更になる場合があります。
- 協会けんぽ発行の受診券が必要

被扶養者には、協会けんぽの
特定健康診査がおすすめ！

よしっ帰ったら
家事や育児で毎日
忙しい妻にも受診を
勧めてみるよ！



健診の受診率は
インセンティブ制度
評価項目の一つ
ご自身やご家族の
健康のためにも
年に一度は健診を
受けましょう！

